

別表3 人材養成その他の教育研究上の目的

| | |
|---|--|
| <p>ガバナンス 研究科ガバ ナンス専攻</p> | <p>ガバナンス研究科ガバナンス専攻は、公共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体による政策創造を支援するとともに、地域の政治・行政に携わる首長・議員などの政治家、公務員、市民社会の担い手である市民、企業人、NPO・NGOなどの民間非営利組織の活動者、様々な専門分野で社会貢献するプロフェッショナル、そしてこれから公共政策分野でのキャリアを目指す人や公務員志望の卒業生を対象に、高度な専門知識と政策立案能力、社会における調整力と問題解決能力及び国際的な視野を備えた職業人を育成することを目的としている。また、本研究科では国際貢献に力を入れており、諸外国の政府派遣留学生、国費留学生、政府開発援助（ODA）による留学生等の外国人留学生を対象に、自国の発展とガバナンスの向上に寄与する力を付けるための質の高い教育と研究機会の提供を行っている。</p> <p>公共政策学とは、国の内外における公共的課題の現状分析と情報収集を基に政策創造を行うとともに、政策効果を確実なものとするための政策実施、政策評価を実践するための学知及び技法知を追求するものである。それはまた公共的課題を解決するための政策の立案・決定に至るプロセスを改善し、目的合理的なプロセスの改編を考え、政策目的の実現可能性や障害の有無・原因を検証し、優れた政策形成と政策展開が行われるガバナンスの在り方を研究する学問でもある。</p> <p>本研究科ガバナンス専攻は、その教育課程において、このような一連の政策形成・展開過程に即して、大学院生に分かりやすく、また政策創造能力・政策実施能力・政策評価能力が涵養されるように編成されており、既存の政治学・行政学、経済学・財政学、法律学等の分野を統合した総合科学である公共政策学における専門職のための教育・研究を行う。</p> |
| <p>グローバ ル・ビジネ ス研究科グ ローバル・ ビジネス専 攻</p> | <p>本研究科は、経済・社会のダイナミズムの高揚のため、専門的な知識・スキル、情報分析能力、価値創造力、広い視野及び高度な倫理感覚、リーダーシップ、グローバルな視点を備え、経営者や上級幹部として組織のマネジメント全般を担うジェネラルマネージャーの養成を基本理念としている。加えて広く社会からの負託に応えるべく、併せて次のようなビジネス・プロフェッショナル人材の養成にも努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリービジネス発展のための経営者、後継者及びサポート人材 ・新規事業や第二創業を含むスタートアップビジネスを担うイノベーション人材 <p>その人材養成目標のために企業・組織マネジメントに加え、ファミリービジネス、スタートアップビジネスに係る研究を行い、学生と教員の共創の場、学生の実務と理論の自主的な学びの場、キャリアチェンジの場及びビジネスマッチングの場を提供する。</p> |
| <p>会計専門職 研究科会計 専門職専攻</p> | <p>会計専門職研究科会計専門職専攻は、公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。</p> <p>そのために、高度会計専門職業人には、高度の専門知識とスキル及び職業倫理に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考えから、具体的には、①職業倫理違反や事件を講義の中で取り上げることによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性とを理解させること、②法律や会計基準の規定に関する解釈にとどまらず、規定の根底にある思考を講義中に検討することにより会計基準や法令等の基礎にある考え方を的確に理解させ、さらに準拠すべき規定が存在しない場合においても適切な判断が下せるようにすること、③現実に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業的価値観及び倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識並びに現代社会の国際化・情報化に対応したスキルの修得を目標とする。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 法務研究科 法務専攻 | 法務研究科法務専攻は、法曹としてふさわしい豊かな人間性、高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養及び専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成することを目的とする。 |
|---------------|--|